

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日 から

5 年 間

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで

福 井 県

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
（1）方針	1
①県内の現況	1
②指定に関する中長期的な方針	2
③指定区分ごとの方針	3
（2）鳥獣保護区の指定等計画	4
①既指定鳥獣保護区の変更計画	5
2 特別保護地区の指定	6
（1）方針	6
①指定に関する中長期敵な方針	6
②指定区分ごとの方針	7
（2）特別保護地区指定計画	8
3 休猟区の指定	9
（1）方針	9
4 鳥獣保護区の整備等	10
（1）方針	10
（2）整備計画	10
①管理施設の設置	10
②利用施設の整備	10
③調査、巡視等の計画	11

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	1 1
第三 放鳥獣に関する事項	1 1
1 方針	1 1
2 放鳥計画および種鳥の入手計画	1 2
第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	1 2
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	1 2
(1) 希少鳥獣	1 2
(2) 狩猟鳥獣	1 2
(3) 外来鳥獣等	1 3
(4) 一般鳥獣	1 3
2 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	1 4
(1) 許可しない場合の基本的考え方	1 4
(2) 許可する場合の基本的考え方	1 4
(3) わなの使用に当たっての許可基準	1 6
(4) 許可に当たっての条件の考え方	1 7
(5) 許可権限の市町長への委譲	1 7
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	1 7
(7) 捕獲物または採取物の処理等	1 8
(8) 捕獲等または採取等の情報の収集	1 8
(9) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可の考え方	1 9
(10) 特定外来生物に係る捕獲許可の考え方	1 9
3 学術研究を目的とする場合	1 9
(1) 学術研究	1 9
(2) 標識調査	2 1

4	鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合	2 2
(1)	有害鳥獣捕獲の基本的考え方	2 2
(2)	鳥獣による被害の発生について	2 2
①	近年の鳥獣による主な被害の傾向	2 2
②	予察表	2 3
③	被害発生予察地図	2 4
④	予察表に係る方針等	2 7
(3)	鳥獣の適正管理の実施	2 7
①	方針	2 7
②	防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	2 7
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	2 9
①	方針	2 9
②	許可基準	3 0
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備	3 5
①	方針	3 5
②	捕獲隊編成指導の対象鳥獣名および対象地域	3 6
③	指導事項の概要	3 6
5	特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	3 7
(1)	許可対象者	3 7
(2)	鳥獣の種類・数	3 7
(3)	期間	3 7
(4)	区域	3 8
(5)	方法	3 8
6	その他特別の事由の場合	3 8

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	3 8
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	3 9
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	3 9
(4) 愛玩のための飼養の目的	4 0
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	4 1
(6) 鵜飼漁業への利用	4 1
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	4 2
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	4 3
7 鳥類の飼養登録	4 3
8 販売禁止鳥獣等	4 3
(1) 許可の考え方	4 3
(2) 許可の条件	4 4
第五 特定猟具使用禁止区域および特定猟具使用制限区域に関する事項	4 4
1 特定猟具使用禁止区域の指定	4 4
(1) 方針	4 4
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	4 5
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	4 6
2 特定猟具使用制限区域の指定	4 7
3 指定猟法禁止区域	4 8
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	4 9
1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針	4 9
(1) 計画作成の目的	4 9
(2) 対象鳥獣	4 9
(3) 特定計画の期間	4 9

(4) 対象地域	5 0
(5) 関係都道府県との連携に関する方針	5 0
2 実施計画の作成に関する方針	5 0
第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	5 1
1 基本方針	5 1
2 鳥獣保護対策調査	5 1
(1) 方針	5 1
(2) 鳥獣生息分布調査	5 1
(3) 希少鳥獣等保護調査	5 2
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	5 2
(5) 渡り鳥保全調査	5 3
(6) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	5 3
3 狩猟対策調査	5 3
(1) 方針	5 3
(2) 狩猟鳥獣生息調査	5 4
(3) 放鳥効果測定調査	5 4
(4) 狩猟実態調査	5 4
4 有害鳥獣対策調査	5 5
(1) 方針	5 5
(2) 調査の概要	5 5
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	5 5
1 鳥獣行政担当職員	5 5
(1) 方針	5 5
(2) 設置計画	5 6

(3) 研修計画	5 6
2 鳥獣保護員	5 6
(1) 方針	5 6
(2) 設置計画	5 7
(3) 年間活動計画	5 7
(4) 研修計画	5 8
3 保護管理の担い手の育成	5 8
(1) 方針	5 8
(2) 研修計画	5 8
(3) 狩猟者の減少防止対策	5 8
4 鳥獣保護センター等の設置	5 9
(1) 方針	5 9
(2) 鳥獣保護センター等の施設計画	5 9
5 取締り	6 0
(1) 方針	6 0
(2) 年間計画	6 1
6 必要な財源の確保	6 1
第九 その他	6 1
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	6 1
2 狩猟の適正管理	6 2
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	6 2
(1) 基本的な考え方	6 3
(2) 救護個体の取り扱い	6 3
(3) 感染症対策	6 4

(4) 野生復帰	6 4
4 安易な餌付けの防止	6 5
(1) 方針	6 5
(2) 年間計画	6 6
5 感染症への対応	6 7
6 普及啓発	6 7
(1) 鳥獣の保護管理についての普及等	6 7
①方針	6 7
②事業の年間計画	6 8
③愛鳥週間行事等の計画	6 8
(2) 野鳥の森等の整備	6 9
(3) 愛鳥モデル校等小中学生を対象とした普及啓発	6 9
①方針	6 9
②事業内容	6 9
(4) 法令の普及徹底	6 9
①方針	6 9
②年間計画	7 0

野生鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民の生活を豊かなものにする上でも欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、今日、鳥獣の種によっては生息分布の減少や消滅が進行している一方で、一部の鳥獣による農林水産業等への被害も続いており、総合的な保護管理が必要となっている。

このため、人と鳥獣の共存および生物多様性の保全を基本として鳥獣を適切に管理することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、本計画を次のとおり定めるものとする。

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区および休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理および整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全に資するものである。このような観点から、本計画では以下の方針により鳥獣保護区の指定に努めることとする。

(1) 方針

① 県内の現況

福井県は、本州中部の日本海側にあり、西を海洋、東を山地に囲まれている。南越前町と敦賀市の境界にある山中峠一木ノ芽峠一柄ノ木峠の線を境に、北の嶺北地方と南の嶺南地方に大きく分けられ、この境界が本県の生物相を二分している。つまり、嶺北地方には分布の南限または西限となる種が、嶺南地方には北限または東限となる種が多い。鳥類は63科317種が本県に生息・分布しているが、本県が主な繁殖地の西限となる種としてオンドリ、チョウゲンボウ、イワヒバリ、カヤクグリ、ノジコ、クロジ、ウソ、マミジロ、ビンズイ、コムクドリ、ホシガラス等が、主な越冬地の日本海側での西限となる種としてオオワシ、トラフズク、ベニヒワ、オオマシコ等が、東限となる種としてオカヨシガモ、ハマシギ、タシギ、アリスイ等が記録されている。哺乳類は、外

来種を除いて 15 科 34 種が本県に生息・分布しており、分布の西限となる種としては白山山系でオコジョが確認され、また、ニホンカモシカも本州の連続した分布の中では、本県がほぼ西限に位置している。またチョウセンイタチは、九州から分布を広げた結果、本県付近が東限となっている。哺乳類相は、嶺北地方と嶺南地方でほとんどの種が共通するが、嶺南地方に多いニホンザル、ニホンジカが嶺北地方では少ない。

このような本県の鳥獣相は、多くの種の分布境界域となっていることから生物地理学的に重要といえるが、都市化の進展、圃場整備、人工林の拡大等により、鳥獣の生息地として適する森林やウェットランド（湿地、水田、湖沼、河川、砂浜等）の環境が悪化しており、平成 14 年 3 月発行の「福井県レッドデータブック（動物編）」によると、鳥類ではイヌワシ、クマタカ、マガンなどの 89 種、哺乳類はヤマネ、ホンドモモンガ、ヒナコウモリなど 10 種の絶滅が危惧されている。

一方、近年、農山村地域での過疎化の進行や、暖冬による積雪量の減少等の要因から、カラス類、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルのような特定の野生鳥獣が増加し、農作物被害や森林被害が発生するようになった。このことにより、野生鳥獣の保護繁殖を目的とする鳥獣保護区の指定については、住民の理解が得られにくくなっている。

② 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護を図るために必要と認められる区域について、第 11 次鳥獣保護事業計画においては鳥獣保護区の新規指定や期間更新を行っていくものとするが、住民の理解が得られにくい地域については、指定期間の 20 年間を短縮して 10 年とすることも検討する。

なお、計画期間内に更新を迎える区域の指定区分については、必要に応じ、環境大臣が定める「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に従って見直しを行う。

また、鳥獣保護区周辺地域等においても、鳥獣の生息適地の保護と再生を図るため、「野生鳥獣回廊※」を設置し、環境整備を図っていく。

※ 野生動物の移動経路や生息環境の保全や再生を図るために、自然林の保全や生育不良の針葉樹人工林を地権者の同意、協力のもと除間伐を積極的に推進し、針広混交林への誘導、広葉樹の植林等を行い、多様な植生を持った鳥獣の好適な生息環境の整備を行う地域。

③ 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥および海棲哺乳類（法第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について集団渡来地の保護区を指定する。

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類および海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類またはⅡ類に該当する鳥獣もしくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、福井県の絶滅のおそれのある野生動物—福井県レッドデータブック（動物編）に掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣またはこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域または鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について生息地回廊の保護区を指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地およびその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保しもしくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域または自然とのふれあいもしくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	箇所 面積	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	31 9,300ha	28 23,249ha	箇所 面積	ha							ha					
大規模生息地			箇所 面積	ha							ha					
集団渡来地		10 3,759ha	箇所 面積	ha							ha					
集団繁殖地			箇所 面積	ha							ha					
希少鳥獣生息地			箇所 面積	ha							ha					
生息地回廊		3 3,571ha	箇所 面積	ha							ha					
身近な鳥獣生息地		6 2,206ha	箇所 面積	ha							ha					
計		47 32,785ha	箇所 面積	ha							ha					

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
ha						ha							28	* 箇所数についてはB-E 面積についてはB+C-D-E **箇所数についてはA+B-E 面積についてはA+B+C-D-E
ha						ha							23,249ha	
ha						ha							10	
ha						ha							3,759ha	
ha						ha								
ha						ha								
ha						ha							3	
ha						ha							3,571ha	
ha						ha							6	
ha						ha							2,206ha	
ha						ha							47	
ha						ha							32,785ha	

① 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間 (平成)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成25年度 計	森林鳥獣生息地	杣山鳥獣保護区	期間更新	93 ha	— ha	93 ha	25年11月1日から 45年10月31日まで		
				93 ha	— ha	93 ha			
平成26年度 計	森林鳥獣生息地	南六呂師鳥獣保護区	期間更新	820 ha	— ha	820 ha	26年11月1日から 46年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	亀山鳥獣保護区	期間更新	11 ha	— ha	11 ha	26年11月1日から 46年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	越前の里鳥獣保護区	期間更新	339 ha	— ha	339 ha	26年11月1日から 46年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	池河内鳥獣保護区	期間更新	700 ha	— ha	700 ha	26年11月1日から 46年10月31日まで		
	身近な鳥獣生息地	西山公園鳥獣保護区	期間更新	40 ha	— ha	40 ha	26年11月1日から 46年10月31日まで		
				1,910 ha	— ha	1,910 ha			
平成27年度	集団渡来地	加戸鳥獣保護区	期間更新	40 ha	— ha	40 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	丸岡鳥獣保護区	期間更新	1,653 ha	— ha	1,653 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		
	集団渡来地	九頭竜川鳥獣保護区	期間更新	307 ha	— ha	307 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		
	集団渡来地	龍ヶ鼻ダム鳥獣保護区	期間更新	56 ha	— ha	56 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		

	森林鳥獣生息地	三里山 鳥獣保護区	期間更新	1,180 ha	— ha	1,180 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	春日野 鳥獣保護区	期間更新	627 ha	— ha	627 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		
	集団渡来地	菅湖 鳥獣保護区	期間更新	305 ha	— ha	305 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		
	集団渡来地	三方水月湖 鳥獣保護区	期間更新	744 ha	— ha	744 ha	27年11月1日から 47年10月31日まで		
	計			4,912 ha	— ha	4,912 ha			
平成28年度	森林鳥獣生息地	東郷 鳥獣保護区	期間更新	1,300 ha	— ha	1,300 ha	28年11月1日から 48年10月31日まで		
	森林鳥獣生息地	岳山 鳥獣保護区	期間更新	310 ha	— ha	310 ha	28年11月1日から 48年10月31日まで		
	計			1,610 ha	— ha	1,610 ha			
	合計			8,525 ha	— ha	8,525 ha			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、木竹の伐採、工作物の新築など一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第10次鳥獣保護事業計画終了時までには14箇所(1,319ha)を指定している。

第11次鳥獣保護事業計画期間中においては、第10次鳥獣保護事業計画終了時までには指定した特別保護地区を維持するものとする。

また、鳥獣の保護または鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、今後においても必要に応じて特別保護地区の指定に努める。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生活環境となっている区域について指定するものとする。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場またはねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類および海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致または鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

(2) 特別保護地区指定計画

(第3表)

区分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	面積	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区							
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所 面積	14 2,325ha	14 748ha	箇所 面積	1 26	2 18		1 120	4 164	箇所 面積						
大規模生息地	箇所 面積			箇所 面積						箇所 面積						
集団渡来地	箇所 面積		2 299ha	箇所 面積			2 299		2 299	箇所 面積						
集団繁殖地	箇所 面積			箇所 面積						箇所 面積						
希少鳥獣生息地	箇所 面積			箇所 面積						箇所 面積						
生息地回廊	箇所 面積		1 220ha	箇所 面積						箇所 面積						
身近な鳥獣生息地	箇所 面積			箇所 面積						箇所 面積						
計	箇所 面積		14 1,319ha	箇所 面積	1 26	2 18	2 299	1 120	6 463	箇所 面積						

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
ha						ha	1	2		1	4		9
ha						ha	26	18		120	164		748ha
ha						ha							
ha						ha			2		2		2
ha						ha			299		299		299ha
ha						ha							
ha						ha							
ha						ha							1
ha						ha							220ha
ha						ha					1		2
ha						ha					10		52ha
ha						ha	1	2	2	1	6		14
ha						ha	26	18	299	120	463		1,319ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

(第4表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成25年度	森林鳥獣生息地	杣山鳥獣保護区	93ha	25年11月1日より 45年10月31日まで	26ha	25年11月1日から 45年10月31日まで			再指定
計			93ha		26ha				

平成 26 年度	森林鳥獣生 息地	亀 山 鳥獣保護区	11ha	26年11月1日より 46年10月31日まで	10ha	26年11月1日より 46年10月31日まで			再指定
	森林鳥獣生 息地	池河内 鳥獣保護区	700ha	26年11月1日より 46年10月31日まで	8ha	26年11月1日より 46年10月31日まで			再指定
	計		711ha		18ha				
平成 27 年度	集団渡来地	加 戸 鳥獣保護区	40ha	27年11月1日より 47年10月31日まで	9ha	27年11月1日より 47年10月31日まで			再指定
	集団渡来地	菅 湖 鳥獣保護区	305ha	27年11月1日より 47年10月31日まで	290ha	27年11月1日より 47年10月31日まで			再指定
	計		345ha		299ha				
平成 28 年度	森林鳥獣生 息地	岳 山 鳥獣保護区	310ha	28年11月1日より 48年10月31日まで	120ha	28年11月1日より 48年10月31日まで			再指定
	計		310ha		120ha				
合 計			1,459ha		463 ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。

本県においては、イノシシやニホンジカ等の獣類が、依然として農林作物等に甚大な被害を及ぼしていることから、これらの有害鳥獣の生息状況および農林作物被害の発生状況等を考慮して、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとする。

また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区は特定鳥獣保護管理計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区として指定していくこととする。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区および特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるとともに、それぞれの区域内の自然環境保全に努める。
また、県民が自然観察、バードウォッチング等で鳥獣とふれあう場となる鳥獣保護区については、案内板、観察施設、巣箱等の整備に努める。

なお、必要に応じて鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等のための調査、巡視を実施することとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第5表)

区分	現況	平成24年度～平成28年度
標識類の整備	標識の設置	標識の設置および老朽分の更新
管理棟等の整備	南六呂師…自然保護センター	必要に応じて検討する

② 利用施設の整備

(第6表)

区分	現況	平成24年度～平成28年度
観察路、観察舎等の整備	織田…織田山鳥類観測所 南六呂師…自然保護センター観察棟 刈安…野鳥観察ハウス 野坂山…観察ハウス 菅湖…水鳥観察舎 三方水月湖…三方湖野鳥観察デッキ 加戸…鴨池観察小屋	必要に応じて検討する
その他施設等の整備	岳山…解説板 宮崎…解説板	

③ 調査、巡視等の計画

(第7表)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
管理員等	箇所数（鳥獣保護区数）	47	47	47	47	47
	人数（鳥獣保護員および出先の担当職員）	31	31	31	31	31
管理のための調査の実施		鳥獣の生息環境の維持を図るための調査、巡視等に努める				

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中に保全事業を実施する鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的および鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

第三 放鳥獣に関する事項

1 方針

第10次鳥獣保護事業計画まで狩猟鳥獣の保護増殖を図るため、キジの生息適地において、キジの放鳥および追跡調査を実施してきた。第11次鳥獣保護事業計画においても、放鳥後の生存率を高めるため120日齢以上のキジの放鳥および追跡調査を実施するとともに、地域個体群の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥することとする。

なお、放鳥個体の定着率が低い場合においては、放鳥方法の見直しを行う。

また、高病原性鳥インフルエンザが発生している場合は、放鳥事業用のキジを育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請および放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要について検討を行う。

2 放鳥計画および種鳥の入手計画

(第8表)

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区 休猟区	27	480	27	480	27	480	27	480	27	480

(第9表)

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他	委託 生産	購入	その他
キジ	羽	480 羽	羽	羽	480 羽	羽	羽	480 羽	羽	羽	480 羽	羽	羽	480 羽	羽

第四 鳥獣の捕獲等および鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類またはⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第6項に基づき環境大臣が定めるものおよび「福井県レッドデータブック動物編」において、県域絶滅および県域絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類の鳥獣とする。また、レッドリストおよびレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すものとする。

(2) 狩猟鳥獣

法第2条第3項に基づき定められた鳥獣とする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、関係行政機関からの情報収集、関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業または生態系に係る被害状況の把握に努める

ものとする。

さらに、被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟を活用しつつ、特定鳥獣保護管理計画の積極的な作成および実施により被害の防止および地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣等

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

農林水産業または生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟および有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

また、必要に応じて、外来生物法に基づく特定外来生物の防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

なお、本県内に本来生息地を有しておらず、人為的に県外から導入され、本県で被害を生じさせている鳥獣についても必要に応じ防除事業に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

県民に対しては、安易な外来鳥獣の飼養や遺棄などを行わないように、外来鳥獣の及ぼす影響について正しい知識を普及啓発するものとする。

(4) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣および外来鳥獣等以外の鳥獣とする。

保護管理にあたっては、自然環境保全基礎調査、個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、全国的な分布動向、地域個体群に極端な増加または減少、生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣および狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加または減少している一般鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画の積極的な作成および実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

2 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

- ① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等または採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域または新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等または採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等または採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等または採取等の際し、住民の安全の確保または社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、または、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防もしくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 法第36条および鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

① 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等または採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

② 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害（以下第四において「被害」いう。）が現に生じているかまたはそのおそれがある場合に、その防止および軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

③ 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等または採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲で行われるものとする。

④ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等または採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。

また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲または採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲または採取する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲または採取する場合

4) 愛玩のための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別な事由があると知事が認めるものに限る。）で捕獲する場合。なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として許可しないものとする。

5) 養殖している鳥類の過度の近親高配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲または採取する場合

6) 鵜飼漁業への利用

鵜飼業者が漁業に用いるためウミウまたはカワウを捕獲する場合

7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

伝統的な祭礼行事等に用いる場合

8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等または採取等する場合等

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、①1) のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（③の場合を除く。）

1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が 12 センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は 12 センチメートルを越えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

② イノシシおよびニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、①1) の規制に加えて、ワイヤーの直径が 4 ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

③ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等または採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類および数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等または採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮および適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住民と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への委譲

有害鳥獣捕獲許可については、平成9年に種を限定した上で市町に権限の委譲を行っている。

その他の県知事の権限に属する鳥獣の捕獲許可に係る事務については、鳥獣の生息数および分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性ならびに市町における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町や種を限定した上で、適切に市町長に委譲され、特定鳥獣保護管理計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるように努めるものとする。

また(9)に示す場合および法第12条に基づき狩猟の禁止または制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町における十分な判断体制の整備等に配慮するものとする。

なお、捕獲等または採取等を行う区域が多数の市町に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図る等により制度の合理的運用を図り、申請者に手続き上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等または採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止の万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

- ① 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日および許可番号、捕獲目的ならびに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等

の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

- ② ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の事情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物または採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合または生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマおよびカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有および活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。ただし、錯誤捕獲された外来生物等の放鳥獣は適切でないことから、生態系に被害を及ぼしている外来生物等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等または採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等または採取等の実施者に対し、1 km

メッシュ（国土標準3次メッシュ）精度での実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物または採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じて写真またはサンプルを添付させる等して求め、自然保護センターにおいてデータベース化を図るものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等または採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

(10) 特定外来生物に係る捕獲許可の考え方

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下、「外来生物法」という。）により特定外来生物に指定されている種（アライグマ、ヌートリア等）にあつては、生きた個体の運搬が禁止されている。特に、福井県全域に広く生息しているアライグマおよびヌートリアについては外来生物法に基づき防除実施計画を策定し、当該計画による防除により捕獲を実施することとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的および内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会または学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者またはこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類または数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類または数（羽、頭、個）とする

④ 期間

1年以内。

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）および規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項または第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷または損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等または採取等後の措置

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国もしくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員または国もしくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各 2,000 羽以内、3 年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各 1,000 羽以内、その他の者においては同各 500 羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1 年以内

④ 区域

原則として、規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わなまたは手捕りとする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

被害が現に生じているかまたはそのおそれのある場合に、その防止および軽減を図るために有害鳥獣捕獲を実施する。ただし、外来生物等については、この限りではない。この有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携のもと、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるように努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護の両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

このほか、被害防止の観点からも、日頃より人の生活に伴い排出される生ごみ等に鳥獣が依存し、被害が生じやすくなることのないよう生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止について関係方面に周知徹底を図ることとする。

(2) 鳥獣による被害の発生について

① 近年の鳥獣による主な被害の傾向

鳥獣による被害は、イノシシやニホンジカ、サル、カラス類等による農作物被害、ニホンジカやツキノワグマによる林業被害、ニホンジカの食害による森林植生の消失やアライグマによる在来動物の捕食といった生態系被害、中獣類（アライグマやハクビシンなど）やニホンザルによる家庭菜園の被害や住居侵入、ニホンザルによる人への威嚇といった生活環境被害、ツキノワグマによる人身事故、アライグマによる文化財被害、イノシシやニホンジカと自動車や鉄道車両と接触事故など、多岐にわたって大きな被害が発生している。野生鳥獣による農作物被害を見ると、被害額は、平成 15 年の 126,341 千円をピークとして、平成 18 年には 83,595 千円まで一旦減少したが、再び増加し、平成 22 年には 129,401 千円となっている。

獣種別に被害傾向を見ると、イノシシは、平成 22 年、農作物被害の 80%を占め、依然として大きな課題となっている。また、嶺南地域を中心にニホンジカによる森林被害が深刻化しており、嶺北地域へも被害が拡大しつつある。ニホンザル被害では、主に嶺南地域であったものが、丹南や奥越など嶺北の一部地区へと拡大が懸念される。ツキノワグマは、秋季の堅果類の凶作の年には、秋に山麓部集落や市街地へ餌を求めて出没することが知られており、本県でも平成 16 年度、18 年度、22 年度において、それぞれ 12 件 15 名、10 件 10 名および 7 件 8 名の人身事故が発生し、住民の不安等の社会に与える影響が懸念されている。アライグマや

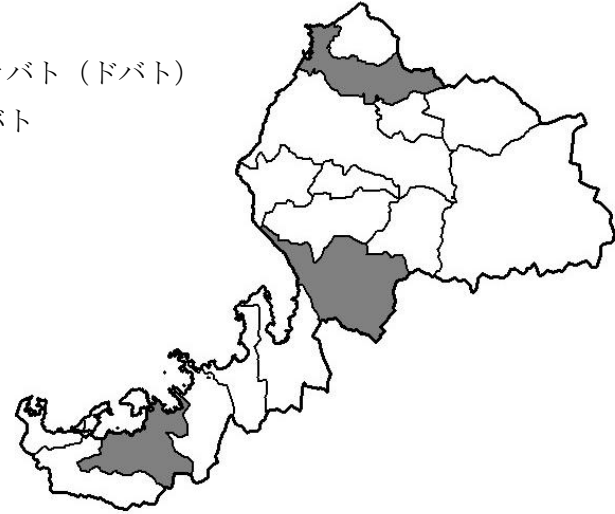
③被害発生予察地図

【鳥 類】

ハシブトガラス、
ハシボソガラス



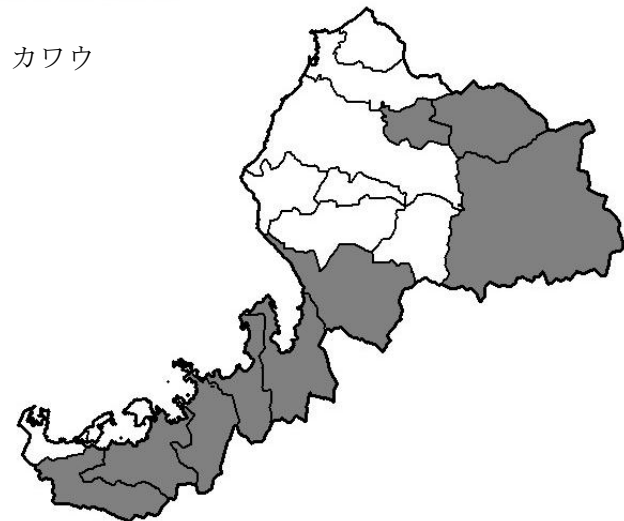
カワラバト（ドバト）
キジバト



カモ類



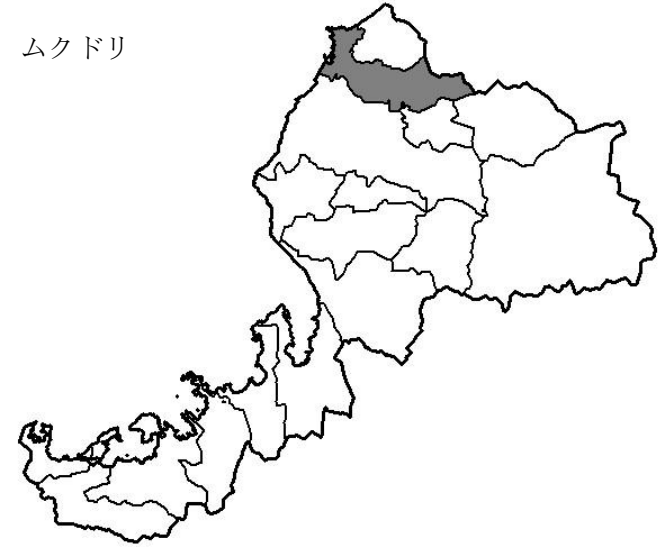
カワウ



サギ類



ムクドリ

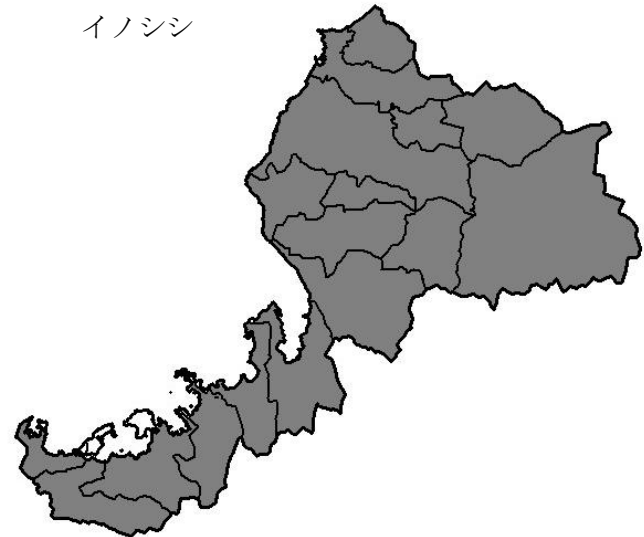


【獣類】

ニホンジカ



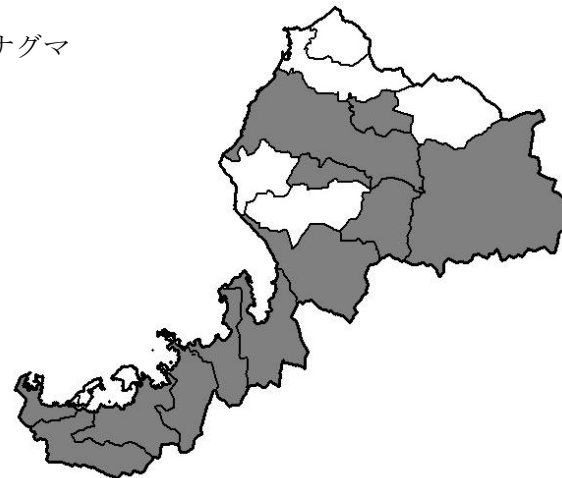
イノシシ



ニホンザル



アナグマ



ハクビシン



④ 予察表に係る方針等

被害等のおそれのある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別および地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去 5 年間の鳥獣による被害等の発生状況および鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言および指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査および検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等または採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的、計画的実施に努めるものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

鳥獣による農林業被害や人身への被害の防除に当たっては、鳥獣の種類ごとの生態を考慮し、より効果的な方法を検討する。そのために、対象とする鳥獣の生息状況、被害発生状況等に関する情報の収集およびその解析を行い、より効果的な方法が講じられるよう関係機関、市町等に対して指導するものとする。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

防除方法および個体数管理については、関係部局、市町等の協力を得ながら、自然保護センター等で情報の解析を行い、福井県鳥獣害対策連絡会において関係部局が相互に連携し、情報を共有することにより一層効果的な施策を推進する。

なお、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルについては、福井県特定鳥獣保護管理計画検討委員会において、国、市町、関係団体等の意見を踏まえながら、適正管理を図る。

(第11表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ツキノワグマ	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・ 「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」に基づき、市町等との連携により人身被害防止対策を実施する。 	
ニホンジカ	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・ 生息状況、生息環境や被害の発生状況は、毎年モニタリング調査を行い、検討委員会での協議により、特定計画にフィードバックしていく。 	
イノシシ	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）に基づき、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 ・ 生息状況、生息環境や被害の発生状況は、毎年モニタリング調査を行い、検討委員会での協議により、特定計画にフィードバックしていく。 	
ニホンザル	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）の策定し、被害防除、生息環境管理、個体数管理等を総合的に実施する。 	
アライグマ	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物法に基づく県および各市町防除実施計画に基づき、野外からの排除を進めていく。 	
ヌートリア	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物法に基づく県および各市町防除実施計画を策定し、野外からの排除を進めていく。 	

ハクビシン	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止方法等について、市町関係者への指導を行う。 	
ハシブトガラス、 ハシボソガラス	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止方法等について、市町関係者への指導を行う。 	
サギ類	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止方法等について、市町関係者への指導を行う。 集団営巣地の調査を実施する。 	
カワウ	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> カワウ広域協議会での協議により、被害防止方法等について関係市町への指導を行う。 生息状況調査を実施する。 	
その他の鳥獣	平成 24 年度～ 平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて生息状況調査や防除方法について調査を実施する。 必要に応じて個体数管理のための体制整備を検討する。 	

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

1) 基本的な方針

有害鳥獣捕獲のための許可は、被害等の状況および防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているかまたはそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の捕獲実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣の有害鳥獣捕獲を目的とした許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。なお、保護の必要性が高い種または地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

鳥獣保護区等における有害鳥獣捕獲のための許可は、鳥獣の適正な保護管理が確保されるように実施する。

また、外来鳥獣による農林水産業または生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶または抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 許可権限の市町長への委譲に関する方針

法第9条の規定に基づく有害鳥獣捕獲許可に関する事務については、福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づくものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たって留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証または従事者証の携帯および捕獲許可権者が貸与する腕章等を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、市町における捕獲数を定期的に把握する等して、特定計画における捕獲目標数との整合性を図るものとする。

5) 捕獲物の処理等

捕獲物等の処理方法については、申請の際にこれらを明らかにするものとする。

なお、捕獲物等については、1kmメッシュ（国土標準3次メッシュ）精度での捕獲地点、捕獲数、日時、種名の報告は、許可証の返納時に許可証に記載し報告させることを徹底し、必要に応じて写真を提出させる。特に、鳥類のカモ類、サギ類、スズメ類については報告の際に必要なに応じて写真を添付させるようにする。

② 許可基準

1) 実施要綱

有害鳥獣捕獲は、「福井県有害鳥獣捕獲実施要綱」に基づいて適切な許可を行うものとする。

2) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を捕獲補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容および捕獲補助者が行う行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者および捕獲補助者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

3) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、またはそのおそれのある種とする。

ただし、アライグマは、防除実施計画に基づく捕獲により実施するものとし、有害捕獲対象種から除くものとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)または(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。

(ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

(イ) 建築物等の汚染を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ、被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 捕獲等または採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

4) 期間

ア 有害鳥獣捕獲の期間は、原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するため必要かつ適切な期間とし、次に定める期間内の必要最小限とする。

ただし、被害等の発生が予察される場合、または飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる特別な事由が認められる場合は、この限りではない。

(ア) 鳥類 2か月 ただし、ハシボソガラス、ハシブトガラスをはこわなを用いて捕獲する場合は、最大 3 か月を超えないものとする。

(イ) 獣類 3か月 ただし、県知事のツキノワグマに係る捕獲許可においては、最大2か月を超えないものとする。

イ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

ウ 狩猟期間中およびその前後 15 日間においては、緊急やむを得ない場合を除き有害鳥獣捕獲を許可しないものとする。ただし許可が必要な場合は、各農林総合事務所長、嶺南振興局林業水産部長または二州農林部長（以下「事務所長等」という。）と協議を行い、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するものとする。

なお、狩猟期間中およびその前後 15 日間における有害鳥獣捕獲許可については、狩猟（法第 11 条第 1 項第 1 号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）または狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう留意するものとする。

エ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

5) 方法

ア 原則として規則第 45 条に危険猟法として規定される手段を用いることは認めないものとする。ただし、従来の捕獲実績等を考慮した最も効果のある方法で、かつ安全性の確保が可能なものであって、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

イ 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

ウ 鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域および第 12 条第 1 項または第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域においては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

エ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を採用し、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

(第 12 表)

許可権者	鳥獣名	許可基準						許可対象者	留意事項	被害農林水産物等の例	備考
		方法	区域	時期	日数	1 許可当りの捕獲羽(頭)数					
市町長	ゴイサギ	捕獲機、散弾銃、空気銃	必要な区域	原則として狩猟期間中およびその前後 15 日間においては許可しない	必要な日数。ただし最大 2 か月(ハシブトガラス、ハシボンガラスは最大 3 か月)を超えないものとする。	10羽	原則、狩猟免許を所持する者(ただし銃による捕獲を除く)、市町、法第 9 条第 8 項に規定する環境大臣が定める法人		水稻、糞汚染		
	カルガモ					20羽			水稻、大豆		
	スズメ、ニューナイスズメ					100羽			水稻、麦、野菜等		
	ハシブトガラス、ハシボンガラス					500羽			水稻、麦、野菜、果樹等糞汚染		
	ムクドリ、ヒヨドリ					30羽			梨		
	カワウ					30羽			アユ		
	カラバト(ドバト)					5羽			水稻、大豆、麦、柿		
	コサギ					5羽			水稻、糞汚染		
	ウソ					5羽			水稻、糞汚染		
	オナガ					5羽			水稻、糞汚染		
	その他の狩猟鳥					5羽			水稻、野菜、果樹、糞汚染		

	ツキノワグマ (人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。)	はこわな、散弾銃、ライフル銃	必要な区域	原則として狩猟期間中およびその前後15日間においては許可しない	必要な日数。ただし最大3か月を超えないものとする。	3頭	原則、狩猟免許を所持する者(ただし銃による捕獲を除く)、市町、法第9条第8項に規定する環境大臣が定める法人		人畜被害
	イノシシ	はこわな、くくりわな、囲いわな(イノシシ、ニホンジカ)散弾銃、ライフル銃				300頭			水稲、麦、野菜、果樹等、人畜被害
	ニホンザル					10頭			水稲、麦、野菜、果樹等、人畜被害
	ニホンジカ					特定鳥獣保護管理計画の目標達成に必要な合理的、適切な数			水稲、麦、野菜、果樹等、スギ、ヒノキ
	ハクビシン					制限無し			外来生物 野菜、果樹、糞汚染
	ヌートリア					制限無し			特定外来生物 野菜
	その他の狩猟獣					3頭			水稲、野菜、果樹、糞汚染
	知事					環境大臣が許可する鳥類以外の鳥類の卵			手捕り
環境大臣または市町が許可する鳥獣以外の鳥獣(ツキノワグマを除く)	捕獲機、散弾銃、空気銃	必要最小限の数	一部の鳥類種で水稲被害、生活環境被害						
ツキノワグマ (人または家畜に危害を及ぼすおそれがないとき。)	はこわな	3頭	スギ、ヒノキ						

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備

① 方針

有害鳥獣の適正化および迅速化を図るため、関係市町および農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

イノシシ、ニホンジカその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な市町については、その市町ごとにあらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するものとする。また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るよう指導するものとする。

1) 市町による捕獲隊の編成

ア 原則として当該市町に住所を有しており、被害の発生に応じ有害鳥獣捕獲に出動できること。

イ 狩猟免許を所持していること。

ウ 捕獲技術の優れた者であること。

エ 過去に法および銃刀法等の法令に違反したことがないこと。ただし、狩猟免許の効力の停止処分があった場合については、効力停止期間満了後3年を経過した者、狩猟免許の取消し処分があった場合については、再度狩猟免許を受けた後3年を経過した者を除く。

オ 狩猟者災害保険等に加入していること。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町に助言するものとする。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出没状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組み事例の紹介、被害実態等の市民への情報普及によりの確な情報伝達および効果的な被害防止が図られるよう関係市町に助言するものとする。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名および対象地域

(第13表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
狩猟鳥獣(ただし、ツキノワグマについては人および家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。)、鳥類(狩猟鳥に限る。)のひな、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ウソ、オナガ、ニホンザル	県内全域	

③ 指導事項の概要

1) 有害鳥獣捕獲の実施に係る詳細については「福井県有害鳥獣捕獲実施要綱」によるものとする。

2) 有害鳥獣捕獲の実施に伴う錯誤捕獲や事故の防止については、万全の対策を講じるものとする。

特に、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがある場合には、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなを使用するものとする。

また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように放獣体制等の整備に努めるものとする。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に先立ち、関係地域住民等に対する周知を図り、また、有害鳥獣捕獲従事者に対し関係法令の遵守について必要な指導を行うものとする。

4) 事務所長等または市町長は必要に応じて職員を有害鳥獣捕獲に立ち合わせる等により、適正に実施されるよう対処するものとする。

5) 有害鳥獣捕獲に従事する際は、必ず許可証または従事者証を携帯するとともに、腕章を装着するなどして、有害鳥獣捕獲従事者であることを明確にするものとする。

6) 許可を受けた者が使用する猟具（銃器を除く）には、猟具ごとに、許可証に記載された知事名または市町長名、許可年月日、許可番号、許可有効期間、捕獲等または採取等の目的、捕獲等をしようとする鳥獣または採取しようとする鳥類の卵の種類および許可を受けた者の住所、氏名、電話番号を記載した標識を装着するものとする。ただし、捕獲等に許可を要するネズミ、モグラ類を捕獲等する場合であって、猟具の大きさ等の理由で猟具ごとに標識を装着できない場合にあつては、猟具を設置した場所周辺に立て札等の方法で標識を設置する方法によることもできるものとする。

5 特定鳥獣保護管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

(1) 許可対象者

原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟または第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許またはわな猟免許を所持する者であること。

また、捕獲等または採取等の効率性および安全性の向上を図る観点から、それらの実施者には被害等の発生地域の地理および鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるように指導すること。

さらに、実施者の数は必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同または単独による捕獲等または採取等の方法が適切に選択されていること。

(2) 鳥獣の種類・数

捕獲等または採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。

(3) 期間

- ① 特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。
- ② 捕獲等または採取等の対象以外の鳥獣の保護および繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。
- ③ 狩猟期間中およびその前後15日間における許可については、狩猟または狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を審査する等、適切に対応すること。

(4) 区域

特定鳥獣保護管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

(5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させたまま取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、法第 15 条第 1 項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域および法第 12 条第 1 項または第 2 項に基づく実施している鉛制銃弾の使用禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造および素材の銃弾は使用しないよう努めるものとする。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準によるものとする。

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

① 許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類および数（羽、頭、個）

③ 期間

1 年以内

④ 区域

申請者の職務上必要な区域

⑤ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項または第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

① 許可対象者

国または地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者

② 鳥獣の種類・数

必要と認められる種類および数（羽、頭、個）

③ 期間

1 年以内

④ 区域

必要と認められる区域

⑤ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項または第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

① 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者またはこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類および数（羽、頭、個）

③ 期間

6か月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項または第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(4) 愛玩のための飼養の目的

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）があると認める場合に限る。また、この場合においても原則として次の基準によるものとする。

なお、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等については、今後廃止する方向で検討することとし、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。

① 許可対象者

自ら飼養しようとする者（当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者または当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。）またはこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽とする。

③ 期間

繁殖期間中は認めない。

④ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域および自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。）

⑤ 方法

原則として、法第 12 条第 1 項または第 2 項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止

① 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者またはこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数（羽、個）とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

③ 期間

6 か月以内

④ 区域

原則として、住所地と同一都道府県内の区域（規則第 7 条第 1 項第 7 号イからチまでに掲げる区域は除く。）。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

網、わなまたは手捕り

(6) 鵜飼漁業への利用

① 許可対象者

鵜飼漁業者またはこれらの者から依頼を受けた者

② 鳥獣の種類・数

必要最小限

③ 期間

6か月以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

手捕り。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

① 許可対象者

祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者またはこれらの者から依頼を受けた者（狩猟等他の目的による捕獲または採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）

② 鳥獣の種類・数

必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。）。

③ 期間

30日以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、法第12条第1項または第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由が

ある場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的

捕獲等または採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等または採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の使途も考慮した上で判断するものとする。

7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう務めるものとする。

- (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹色彩、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみについて行うものとする。
- (4) 愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可にあたっては、以下の①および②のいずれにも該当する場合に許可するものとする

- ① 販売の目的が規則第 23 条に規定する目的に適合すること。

- ② 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲または捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地および販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域および特定猟具使用制限区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

第10次鳥獣保護事業計画終了時の特定猟具使用禁止区域は65箇所27,120haであり、特定猟具使用に伴う危険の予防に十分な役割を果たしていると考えられ、本計画期間中においても、毎年、関係者の意見を聞き、特定猟具使用禁止区域を指定していく。なお、指定期間を満了する既指定の特定猟具使用禁止区域については、関係者の意見を聞き、必要に応じて境界を見直した上で再指定するものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所および衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境および墓地）

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地およびその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第 14 表)

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	65	箇所	5	9	9	8	11	42						
	面積	27,120	変動面積	387	3,570	4,508	8,210	6,271	22,946						

		本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中の増減(減:△)	計画終了時の特定猟具使用禁止区域		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度			28年度	計(E)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							5	9	9	8	11	42	0	65
	面積							387	3,570	4,508	8,210	6,271	22,946	0	27,120

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第15表)

年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
平成24年度	あわら市	前谷特定猟具使用禁止区域 (銃)	201	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定
	あわら市	竹田川特定猟具使用禁止区域 (銃)	57	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定
	福井市	河合特定猟具使用禁止区域 (銃)	118	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定
	あわら市	権世川特定猟具使用禁止区域 (銃)	3	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定
	鯖江市	松成特定猟具使用禁止区域 (銃)	8	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	再指定
計		5カ所	387		
平成25年度	坂井市	大針特定猟具使用禁止区域 (銃)	150	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	おおい町	宮留特定猟具使用禁止区域 (銃)	358	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	福井市	森田特定猟具使用禁止区域 (銃)	317	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	勝山市	勝山特定猟具使用禁止区域 (銃)	535	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	越前市	武生特定猟具使用禁止区域 (銃)	620	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	敦賀市	敦賀特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,474	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	あわら市	中番特定猟具使用禁止区域 (銃)	62	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	若狭町	気山特定猟具使用禁止区域 (銃)	50	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
	福井市	篠尾町特定猟具使用禁止区域 (銃)	4	平成25年11月1日から平成35年10月31日まで	再指定
計		9カ所	3,570		
平成26年度	あわら市	青ノ木特定猟具使用禁止区域 (銃)	345	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	鯖江市	鯖江特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,376	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	小浜市	小浜湾特定猟具使用禁止区域 (銃)	654	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	福井市	下六条特定猟具使用禁止区域 (銃)	420	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	大野市	大野特定猟具使用禁止区域 (銃)	785	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	越前町	八田新保特定猟具使用禁止区域 (銃)	15	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	小浜市	小浜特定猟具使用禁止区域 (銃)	665	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定
	おおい町	名田庄特定猟具使用禁止区域 (銃)	72	平成26年11月1日から平成36年10月31日まで	再指定

	福井市	文殊北特定猟具使用禁止区域 (銃)	176	平成 26 年 11 月 1 日から平成 36 年 10 月 31 日まで	再指定
計		9 カ所	4,508		
平成 27 年度	あわら市	伊井特定猟具使用禁止区域 (銃)	6	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
	永平寺町	五領特定猟具使用禁止区域 (銃)	872	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
	福井市	福井北特定猟具使用禁止区域 (銃)	4,795	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
	福井市	福井南特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,014	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
	若狭町	三方水月湖特定猟具使用禁止区域 (銃)	80	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
	坂井市	丸岡特定猟具使用禁止区域 (銃)	492	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
	坂井市	磯部川特定猟具使用禁止区域 (銃)	867	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
	越前市	今立西部特定猟具使用禁止区域 (銃)	84	平成 27 年 11 月 1 日から平成 37 年 10 月 31 日まで	再指定
計		8 カ所	8,210		
平成 28 年度	あわら市	牛ノ谷特定猟具使用禁止区域 (銃)	105	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	あわら市	芦原青年の家特定猟具使用禁止区域 (銃)	10	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	坂井市	平山特定猟具使用禁止区域 (銃)	21	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	あわら市	宮前区定量具使用禁止区域 (銃)	8	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	坂井市・福井市	テクノポート特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,680	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	福井市	足羽川特定猟具使用禁止区域 (銃)	151	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	福井市・鯖江市	経ヶ岳特定猟具使用禁止区域 (銃)	550	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	鯖江市・越前市	日野川特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,360	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	敦賀市	敦賀湾特定猟具使用禁止区域 (銃)	1,746	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	高浜町	安土山特定猟具使用禁止区域 (銃)	520	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
	敦賀市	中池見特定猟具使用禁止区域 (銃)	120	平成 28 年 11 月 1 日から平成 38 年 10 月 31 日まで	再指定
計		11 カ所	6,271		
合計		42 カ所	22,946		

2 特定猟具使用制限区域の指定

既存の区域および指定計画はないが、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定することを検討するものとする。

3 指定猟法禁止区域

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域外について指定するものとする。

特に鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の把握・分析し、関係機関および土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

(1) 計画作成の目的

特定鳥獣保護管理計画（以下、第六において「特定計画」という。）は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理および被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

(2) 対象鳥獣

特定計画の対象とする鳥獣は、嶺南地方を中心に個体数の著しい増加または分布域の拡大により顕著な農林業被害などの人とのあつれきの深刻化や自然生態系のかく乱を起こしているニホンジカと、大量出没や林業被害による人とのあつれきが深刻化しているツキノワグマ、個体数の著しい増加と分布域の拡大による農林業被害などの人とのあつれきが深刻化しているイノシシとする。なお、ニホンザルについては、農林業被害や生活環境被害などの動向を踏まえ、被害防除、生息地管理、個体数調整等を総合的に実施できるよう、第11次鳥獣事業計画期間中に特定計画の作成を行う。

(3) 特定計画の期間

特定計画の期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とするものとする。なお、特定計画の上位計画である鳥獣保護事業計画の有効期間内で設定するものとする。

特定計画が終期を迎えたときには、特定計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、特定計画の有効期間内であっても、特定計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて特定計画の改定等を検討するものとする。

(4) 対象地域

特定計画の対象地域は、県内一円とするが、対象とする個体群が県域を越えて分布する場合は、計画の作成および実施に当たって当該府県と協議・調整を行うものとする。

(5) 関係都道府県との連携に関する方針

都道府県の行政界を越えて分布する地域個体群の保護管理を関係地方公共団体が連携して行う場合は、関係都道府県と協議を行うとともに、保護管理事業の一端を担うことになる計画対象地域に係る市町と協議する。

(第 16 表)

特定計画策定年度	特定計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成 16 年度 (平成 20 年度第 2 期) (平成 24 年度第 3 期)	農林業被害の軽減および 地域個体群と人との共生	ニホンジカ	平成 24～28 年度	県内全域	
平成 21 年度	白山奥美濃地域個体群お よび近畿北部地域個体群 と人との共生	ツキノワグマ	平成 21～28 年度	県内全域	白山・奥美濃地域個体 群広域保護管理指針 (国)
平成 22 年度	農業被害の軽減および地 域個体群との共生	イノシシ	平成 22～28 年度	県内全域	

2 実施計画の作成に関する方針

特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて計画の対象地域を、市町の行政界または河川、道路等対象鳥獣の移動障害となる地理的要素等によって区分し、それぞれの区域において、年度別に適切な保護管理事業を実施するための計画の作成に努めるものとする。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、各種調査を実施する。

また、自然保護センター、県内外の研究機関、研究者および近隣府県と連携しつつ、調査研究体制の整備に努めるものとする。

なお、必要に応じて狩猟や有害鳥獣捕獲による目撃・捕獲情報を効率的に集積する。さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を国土標準メッシュおよび鳥獣保護区等位置図に印刷されたメッシュを単位として収集することとする。これら収集された情報については、県のホームページ等を利用し広く県民に情報提供を行うものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

第10次鳥獣保護事業計画までは、種の生物多様性調査（哺乳類分布調査）や生息数調査によりツキノワグマ、ニホンジカ等の生息状況等の調査を実施しているが、今後も継続的かつ効果的な調査を実施する。

鳥類については、ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査および定点調査と、鳥獣保護区指定事前調査および指定効果調査を実施し、生息動向の把握に努める。またカワウなどのその他の鳥獣についても鳥獣保護対策の一環として生息分布の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

近年、全国的に個体数が増加し内水面漁業との間で軋轢が生じているカワウについて生息調査を実施する。本調査は、本県を含む中部近畿15府県で構成される中部近畿カワウ広域協議会で策定される広域保護管理指針の基礎資料とするため実施するものとする。また、西日本では、カワウの新たな営巣地やねぐらはサギ類の営巣地への侵入によって形成されることが多いため、サギ類の営巣地を対象とした調査を併せて実施する。

(第 17 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
カワウ	平成 24 年度～平成 28 年度	各調査地点においては 2 時間程度の定点および移動調査を実施し、営巣地やねぐらへのカワウの出入り状況を年 3 回調査する。	県下全域	7 月、12 月、3 月
サギ類	平成 24 年度～平成 28 年度	県内のサギ類の大規模営巣地において、2 時間程度の定点調査を実施し、営巣地への出入状況を調査する。	県下全域	6 月

(3) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣またはこれに準ずる鳥獣、県鳥であるツグミ（鳥獣保護思想の普及の一環として、都道府県の象徴として定められた鳥）等の分布、生息数、生息環境、生態等の調査を実施するように努める。

また、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向およびその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況を明らかにするため、種別の生息数を調査する。調査方法・内容については、毎年 1 月中旬の別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行うものとする。本調査は昭和 59 年度より継続しており、その結果は各年度「ガンカモ科鳥類調査報告書」で公表している。

(第 18 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
福良ヶ池、北潟湖、大堤、九頭竜川河口流域、九頭竜川中流域、九頭竜川中上流域、日野川、猪ヶ池、阿原ヶ池、久々子湖、菅湖、三方湖、水月湖、小浜湾、足羽川、福井新港、坂井平野	平成 24 年度～平成 28 年度	各調査地に定点およびルートを設けて、その地域に生息するガン・カモ・ハクチョウ類の種類別の渡来数および生息状況等を把握する。	

(5) 渡り鳥保全調査

本県に飛来する渡り鳥の生息状況を把握し、その保全対策に資するために昭和 55 年度から毎年実施している。本計画期間中は既指定鳥獣保護区および指定予定地を重点的に調査するものとする。なお、調査結果については自然保護センター研究報告により公表することとする。

(第 19 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
年度ごとに各市町に概ね 1 カ所の調査地点を設ける。保護上重要な種の生息地については調査定点を設ける。	平成 24 年度～ 平成 28 年度	市町を単位とした鳥類の分布状況について、各調査地につき年 2 回調査する。	

(6) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

既指定および新規指定する鳥獣保護区等の指定・管理等を適正に行うために、必要に応じて各区域内での自然環境の変化、鳥獣の生息状況、農林業被害の状況等の調査を鳥獣保護員の協力を得て実施するものとする。また、渡り鳥保全調査の結果も活用しながら既指定鳥獣保護区および指定予定地を調査対象地域に選定する等、他の調査との連携を図ることとする。

(第 20 表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
既指定鳥獣保護区	平成 24 年度～ 平成 28 年度	各区域内の自然環境の変化、鳥獣の生息状況、農林業被害の状況等について定期的に調査する。	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化の基礎資料とするため、狩猟者登録証や出猟カレンダーによる調査を実施してきたところであり、今後も特定鳥獣保護管理計画の対象鳥獣となる鳥獣について調査分析を行う。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

ニホンジカ、ツキノワグマおよびイノシシを対象に、狩猟者の目撃・捕獲情報を収集することにより、これらの鳥獣の分布状況、生息密度等を把握し、保護管理のための施策に役立てる。

(第 21 表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ	平成 24 年度～平成 28 年度	鳥獣の種ごとに狩猟者が出猟した際に目撃または捕獲等した個体の位置、性別等に関する情報を収集する。	狩猟者に調査用紙を配布して出猟時の情報を記入してもらい、狩猟者登録証の返納時に提出させる。

(3) 放鳥効果測定調査

放鳥するキジに標識を付け、放鳥前後の調査で確認された個体数から当該地域での生存状況、定着割合を明らかにし、放鳥事業の効果測定を行う。

(第 22 表)

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法	備考
			標識の種類	装着数		
キジ	平成 24 年度～平成 28 年度	480	足輪(金属製)	240	放鳥事業を実施する前後にキジを猟犬で追い出して観察することにより、当該区域におけるキジの生息数および標識個体の数を調査する。	雄キジに足輪を装着する

(4) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟の日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度、錯誤捕獲等の調査を行うように努めるものとする。特に、ツキノワグマについては、科学的な保護管理の推進のため、捕獲された個体、捕獲後の処置方法等について一層の情報収集に努めるものとする。

4 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害の発生状況ならびにそれに対する防除および有害鳥獣捕獲等についての情報を収集し、より効率的な被害防除対策の確立に役立てるものとする。また、被害状況については、県および市町の関係部局の協力を得つつ実態の把握に努めることとする。特に、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、およびニホンザルについては特定鳥獣保護管理計画を、また、アライグマ、ヌートリアについては外来生物法に基づく防除実施計画を作成、実施するために、必要に応じてより詳細な情報の提供を各方面に求めるものとする。

(2) 調査の概要

(第 23 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備考
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア等	平成 24 年度～ 平成 28 年度	有害鳥獣捕獲や被害発生状況等に関する情報を収集する。位置情報については 1 km メッシュ（国土標準 3 次メッシュ）を単位として整備することとする。	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

自然環境課、各農林総合事務所、嶺南振興局、自然保護センターおよび海浜自然センターにそれぞれ鳥獣行政担当職員を配置し、鳥獣保護事業計画が円滑に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

また、鳥獣行政担当職員の専門的知識・技能の向上を図るため、環境省が主催する野生生物の保護管理に関する研修へ派遣することとし、特定鳥獣保護管理計画の作成および実施に必要な専門的知識について習得を図るものとする。

なお、検察庁、警察との連携のもとで、必要に応じて法令および司法警察員制度等について研修の場を設けるものとする。

(2) 設置計画

(第24表)

区 分		専任	兼任	計	備 考
本庁	安全環境部自然環境課 自然環境保全グループ		4	4	県内における鳥獣保護行政に係る事務
	農林水産部農林水産振興課 鳥獣害対策室		1	1	有害鳥獣対策における事務
出先	自然保護センター		3	3	傷病鳥獣の救護、鳥獣に関する各種調査研究等
	海浜自然センター		1	1	鳥類に関する各種調査研究等
	福井農林総合事務所林業部		1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管区域内の鳥獣保護行政に係る事務 ・ 所管の市町への指導、助言 ・ 鳥獣保護員との連絡調整 ・ 狩猟者団体との連絡調整 ・ 猟期間における狩猟者の指導、取締り
	坂井農林総合事務所林業部		1	1	
	奥越農林総合事務所林業部		1	1	
	丹南農林総合事務所林業部		1	1	
	嶺南振興局林業水産部		1	1	
	嶺南振興局二州農林部		1	1	

(3) 研修計画

(第25表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	国	5月	1回	全国	1人	鳥獣行政に関する専門的知識の習得	
鳥獣行政担当者研修	県	6、11月	2回	全県	31人	違法捕獲、違法販売の取締り及び関連法令等習得 狩猟期前の狩猟の取締り及び関連法令等習得	県 市町
国が行うその他の研修	国	随時	随時	全国	1人	野生生物の保護管理等に関する専門的知識の習得	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等となっているが、鳥獣による農林水産業等への被害発生状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導および鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じていく必要がある。

そのため、鳥獣保護員の任命については、鳥獣保護管理または狩猟制度についての知識、技術および経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。さらに、鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により全員に所要の知識等を習得させるものとする。

鳥獣保護員の総数については、地域での鳥獣保護管理の必要性を踏まえ、地域に密着した活動や専門的な助言・指導が行えるように、県内での鳥獣保護事業の実施状況に応じた人数を配置するものとする。

更新の際には、身体的な適性能力の確認や研修等の実施による資質の維持、向上に努める。

(2) 設置計画

(第 26 表)

基準設置数 (A)	平成 23 年度末		年 度 計 画						
	人員 (B)	充足率 (B/A)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	計 (C)	充足率 (C/A)
25 人	25 人	100 %	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人	25 人	100 %

(3) 年間活動計画

(第 27 表)

活動内容	実施時期												備 考	
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月		
鳥獣保護思想の普及啓発	←												→	
狩猟取締りの実施								←	→					
鳥獣に関する生息調査	←												→	
鳥獣保護区等の管理	←												→	

(4) 研修計画

(第 28 表)

名 称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修会	県	6月	1回	全県	25	鳥獣の生態、保護管理、生息調査、鳥獣保護区の管理、環境教育等に関する研修	
鳥獣保護員会議	県	11月	1回	全県	25	法令および取締り等に関する連携・確認	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況を踏まえ、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施や地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行う人材の育成および確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等または採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保および育成が図られるように、研修等の開催を促進する。

(2) 研修計画

(第 29 表)

名 称	主催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟免許試験準備講習会	県猟友会	7月 1月	3回	嶺北・嶺南 全県	300人	狩猟免許試験受験者への事前講習	
捕獲技術向上事業	県猟友会	通年	1回	ブロック	350人	捕獲隊員である狩猟者の適正なわなの架設や銃の使用についての技術研修	

(3) 狩猟者の減少防止対策

本県においては、県内の狩猟免許所持者数はほぼ横ばい状態であるが、県外からの狩猟登録者の減少および狩猟免許所持者の高齢化が進行していることから、将来的に保護管理の担い手となる狩猟者の減少が危惧されている。

そのため、(社)福井県猟友会の協力を得ながら、その実態の把握をするとともに、狩猟者の減少防止のため、狩猟の意義と魅力を広く県民に伝えるなどの対策を講じるものとする。

狩猟免許試験については、平成22年度から6月から8月の日曜日に嶺北・嶺南地域で各1回ずつ実施することに加え、冬期に狩猟免許試験を実施し、受験者の利便性を高め狩猟免許取得者の増加を図っており、狩猟免許更新講習会についても日曜日に開催するなど狩猟免許取得者が免許を更新しやすい環境の整備を進めており、引き続き環境の整備に努める。

さらに、(社)福井県猟友会等の関係団体が開催する狩猟免許試験準備講習会や捕獲・調理技術等の講習会の広報について支援を行い、狩猟者の増加や効率的で安全な狩猟が実施されるよう努めるものとする。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

本県では、平成2年度に自然保護センターがその前身である鳥獣保護センターの機能を拡大させて設置された。同センターは鳥獣保護を含む自然保護思想を広く県民に普及することを目的としており、平成14年度にはこれまで集積した資料・情報をもとに常設展示を更新し、更に多くの県民への普及啓発を目指すこととしている。

また、専門職員を配置することにより、各種調査研究や鳥獣の保護管理の支援機能を持たせるものとする。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第30表)

名称	施設の所在地	面積	施設の概要		施設の内容	利用の方針
福井県自然保護センター	大野市南六呂師	2.8 ha	本館	2階建て(地下1階) 延床面積 2,111 m ²	展示室・鳥獣飼育室 研究室	展示を更新することにより来館者の増加を図るとともに自然保護思想の普及啓発に努める。
			観察棟	3階建て 延床面積 418 m ²		

5 取締り

(1) 方針

狩猟等の取締りについては、警察当局と協力して計画を立てて行うものとし、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

- ① 過去5年間の違反状況の分析の結果に基づき月別重点事項を定めて行うものとする。
- ② 狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。
 - 1) 過去数年間において、違反多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。
 - 2) 狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。なお、狩猟違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。
- ③ 特にタカ科、フクロウ科の鳥類および愛玩を目的として飼養される鳥獣の違法捕獲等または採取等、かすみ網の違法な使用、所持、販売等並びにとりもち等による違法捕獲の取締りを重点的に行うよう配慮するものとする。
- ④ 氏名等の記載が無く違法に設置されたと疑われるわな等については、司法警察員により、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）およびその他捜査に関する所定の手続きを踏まえた上で領置等の捜査を行うものとする。
- ⑤ 天井にツキノワグマの脱出可能な脱出口を設けていないはこわなの使用については、ツキノワグマの錯誤捕獲のおそれがあり違法捕獲となる可能性があることから、使用することがないように周知徹底を図るものとする。
- ⑥ 鳥獣の輸出入業者、飼養関係者、加工業者、食品関係者等を対象とし、鳥獣およびその加工品を定めて、流通段階における違法行為の取締りを計画的に実施するものとする。
- ⑦ 我が国に生息する鳥類を登録票あるいは標識を添付せずに飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性があることから、鳥類の違法な飼養については、取締りを重点的に行うように配慮するものとする。
- ⑧ 緊急取締りに対応できる鳥獣行政担当職員および鳥獣保護員の動員体制等を整備するものとする。
- ⑨ 狩猟事故および狩猟違反の未然防止のため、法の知識および実技の習得に加え、狩猟者としてのマナーの周知徹底を図り、(社)福井県猟友会の協力を得て、定期的な講習会の開催等により、狩猟者の資質の向上に努めるものとする。
- ⑩ 任意放棄または押収された個体を野生復帰させる際には、遺伝的にかく乱を防ぐ観点から、可能な限り捕獲または採取された地

域に放鳥獣するよう努めるものとする。

- ⑪ 警察当局との連携を一層密にするため、必要に応じて違法捕獲等に関する連絡会議を開催する等、一層の連携強化に努めるものとする。

(2) 年間計画

(第 31 表)

事 項	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟の取締り								←	→	→	→	→	
違法捕獲の取締り	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→
違法飼養の取締り	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→
有害鳥獣捕獲等指導・取締り	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	→

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業の財源として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護および狩猟に関する行政の実施に対し効果的な支出を図るものである。

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

本県には多様な鳥獣が生息しており、このような中で人と鳥獣との適切な関係を構築し、生物の多様性を維持していくことが重要である。

鳥獣の保護を目的に指定している鳥獣保護区については、鳥獣による農林水産業被害等の深刻化等を背景に指定箇所数が横ばいの傾向にある。またツキノワグマにおいては、大量出没による人とのあつれきも存在している。このため、特に保護管理の必要がある鳥獣については、特定鳥獣保護管理計画を策定し適切な目標設定の下で関係主体が連携を行い、個体数管理、生息環境管理および被害防除

対策の総合的な実施を図ることが必要である。加えて、鳥獣保護管理は自然という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施状況を絶えず点検の上修正し、よりの確なものへと見直す柔軟な保護管理の推進が求められている。

鳥獣保護事業の実施を補助するものとして、鳥獣保護員を設置しているところであるが、その新たな役割として鳥獣保護管理についての助言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が期待されており、専門性の確保が課題となっている。また、鳥獣保護管理に重要な役割を果たし、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化に伴い、将来的に減少することが危惧されており、鳥獣保護管理に関する専門性の向上を図りつつ、その確保を図ることが必要な状況となっている。さらに、わなによる事故や錯誤捕獲が発生していることから、網やわなの適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による一層の適正化が求められている

その他、法令遵守した捕獲や飼養、傷病鳥獣、鳥獣の餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組みが課題となっている。また、鳥獣と人に感染する人獣共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の発生等により県民の関心が高まっており、鳥獣に関する専門的な知見に基づく情報提供等の役割が求められている。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間または猟法の制限、狩猟者登録者数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定または狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するものとする。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

本県では、昭和 55 年度から鳥獣保護センターが福井県獣医師会との連携のもとで本格的に傷病鳥獣救護事業を開始し、平成 2 年度からはその後身である自然保護センターが引き継いでいる。最近では、県民の自然保護への関心の高まりとともに、本事業も周知され、さらには平成 9 年のナホトカ号重油流出の際に本県が水鳥救護の中心になったこともあって、委託獣医師や自然保護センターに搬入される鳥獣が増加する傾向にある。

そこで、本事業が傷病鳥獣の保護に関心の高いボランティアや公共施設との連携のもとで、より効果的かつ効率的に実施されることを目的として、負傷また疾病の治療等により自然復帰まで保護飼養が必要な鳥獣、または自然復帰が困難と判断されるもの等について、

その保護飼養をボランティアや公共施設に対して委託する制度を整備しており、引き続き実施していく。

(1) 基本的な考え方

- ① 自然保護センターを中心として市町、(社)福井県獣医師会、動物園、自然保護団体等と連携しながら、救護活動に対するネットワーク体制を整備し、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーションおよび野生復帰に努める。また、関係者団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を検討する。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。
- ③ 終生飼養、リハビリテーション等に携わるボランティアのネットワーク体制の中での位置付けを明確にするとともに、研修等を通じて育成を図る等、民間による積極的な取組みを推進する。
- ④ 傷病鳥獣の発生原因を究明し、必要に応じて予防措置を講じる。
- ⑤ 県レベルで絶滅のおそれのある鳥獣についての救護体制を整備し、主導的に救護を実施する。
- ⑥ 油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保および関係者間の連絡網の整備を図るとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備を図る。関係者団体等の協力を得て、人と鳥獣との適正な関わり方について普及啓発を行う。
- ⑦ 雛および出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に対し周知徹底する。
- ⑧ 救護個体の科学物質や重金属による汚染の状況、感染症の有無等に関する情報を可能な範囲で収集する体制を整備し、得られた情報を分析評価の上必要に応じて対策を講じる。

(2) 救護個体の取扱い

- ① 収容にあたっては、法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（平成48年法律第105号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続きを行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータ収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療およびリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究もしくは教育のための活用または終生飼養の検討を行う。これらの対

処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

- ③ 特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続きを得た上で終生飼養が可能な場合はこの限りではない。
- ④ 野生復帰が不可能な鳥獣または野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、地域の状況に応じて、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養またはできる限り苦痛を与えない方法での致死等の取扱いに関するガイドラインを作成し、これを踏まえ適切に対処する。
- ⑤ その他傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーションおよび野生復帰を行う。

(3) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ、搬入後速やかに隔離および検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）等の関係法令等の規定に従い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分に留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と調整し、適切な対応を取る。

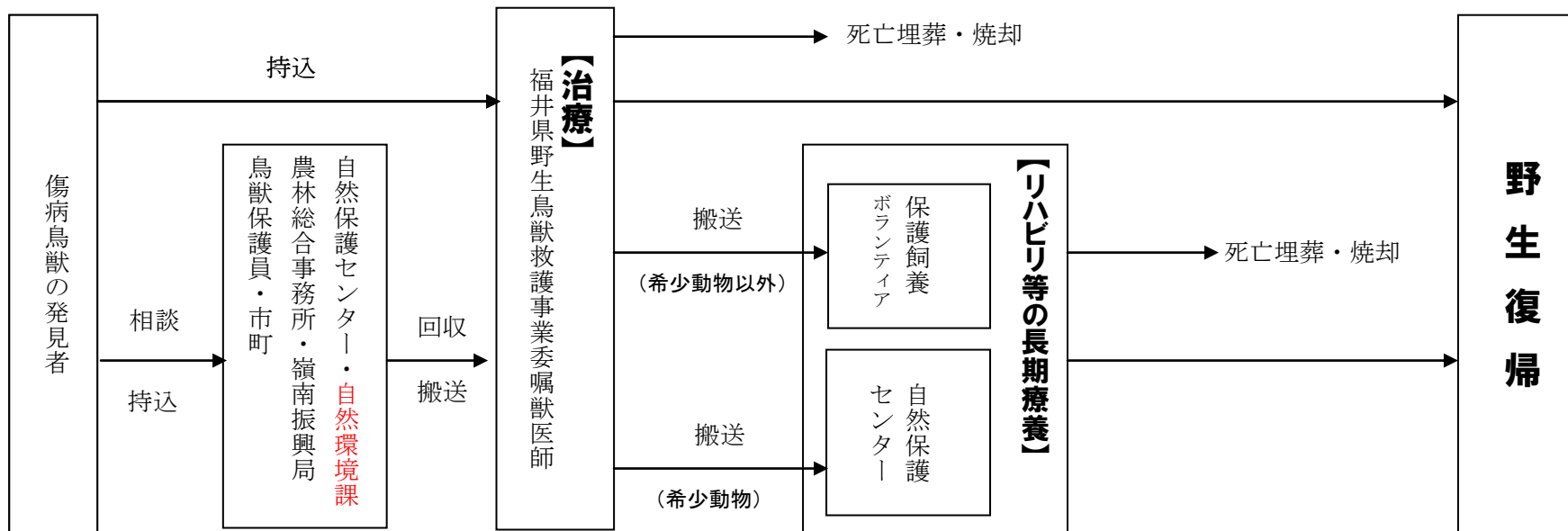
なお、救護に携わる者に対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者や救護ボランティアに対し衛生管理等に関する研修を行う。

(4) 野生復帰

以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適当または困難な場合には、遺伝的にかく乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

(救護体制について)



4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

野生鳥獣への安易な餌付けにより、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害等の誘引となるとともに、感染症の拡大や伝播につながり、生態系や鳥獣保護管理への影響が生じるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等の特別な事例を除き、地域における鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえて、鳥獣への安易な餌付けの防止について、各地で開催される環境学習等の機会を通じて普及啓発に積極的に取り組むものとする。

5 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザは、平成22年度には国内の各地で発生が確認され、家きんへの感染のほか、人への感染が懸念されるなど影響が大きい。

そのため、県では、野鳥の異常について監視や情報収集を行い、高病原性鳥インフルエンザウイルス感染の早期発見に努め適切に対応するとともに、国や県内の関係機関と連絡を十分に行い、人や家きんへの感染予防、また、感染拡大の防止を図るよう努める。

これらの高病原性鳥インフルエンザ対策については、環境省が策定した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、関係機関と連携し対応するものとする。

また、県民に対しては、高病原性鳥インフルエンザに関する知識および野鳥との接し方など基本的な事項について日ごろから住民に情報提供を行い、正しい認識を持ってもらうよう努める。

傷病鳥獣救護個体においては、人獣共通感染症の可能性がある場合には、関係法令等の規定に従い適切に対処し、二次感染を防止するものとする。

その他の感染症については、鳥獣の異常死または傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視を強化するものとする。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

① 方針

本県は豊かな自然環境に恵まれ多数の野生鳥獣が生息していることから、このような自然環境を生かして県民に対して鳥獣の保護思想を普及するため、愛鳥ポスターの募集および入賞作品の展示、広報誌、ホームページ等の手段により広報活動を展開する。また、自然保護センターおよび海浜自然センターにおいて鳥類を対象とした観察会等を実施し、鳥獣が生活や生態系の中で果たす役割について理解を得ることにより県民の鳥獣保護への関心を高めるように努めるものとする。

また、鳥獣の保護思想についての普及啓発および鳥獣の保護に資するために傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の保護の効果的な実施に努めるものとする。

② 事業の年間計画

(第 33 表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
自然観察会	←												→	
親子自然教室	←												→	
自然講座	←												→	
リーダー養成講座	←												→	
愛鳥ポスター募集			←	→										
愛鳥ポスター展示		↔												
小中学生を対象とした普及啓発	←												→	
野生生物保護功労者表彰										←	→			

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第 34 表)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスターの募集・展示 場所：福井県立図書館 等	同 左	同 左	同 左	同 左
	探鳥会 場所：県内各地	同 左	同 左	同 左	同 左
その他	愛鳥教室 場所：県内各地	同 左	同 左	同 左	同 左

(2) 野鳥の森等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得できるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所における水鳥の観察設備等の整備に努めるものとする。

(3) 愛鳥モデル校等小中学生を対象とした普及啓発

① 方針

身近な自然の中で野生生物の保護活動を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育てていくことは重要なことである。

そのため、県内の身近な鳥獣保護区を区分とする鳥獣保護区や重要里地里山 30 地区の区域内にある小中学校を中心に、鳥獣保護思想等の高揚を目的とした普及啓発事業に取り組む。

② 事業内容

ア 愛鳥ポスターコンクール、野生生物保護実績発表大会等への積極的な参加がなされるよう努める。

イ 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、パンフレット等を配布する。

ウ 環境保全活動など取り組む内容に応じて県の専門職員、地域内の鳥獣保護員を派遣し、鳥獣の保護管理を主とした生物多様性の保全等について環境学習を実施する。

(4) 法令の普及徹底

① 方針

近年、本県で発生した法令違反として、非法定猟具での狩猟、狩猟期間外の狩猟、非狩猟登録者による狩猟、違法捕獲による鳥獣飼養等の行為がある。このような違法行為および狩猟者のマナー違反等による事故を防ぐため、狩猟者や狩猟者団体に対しては、法の遵守と狩猟マナーの徹底を強く呼びかけるとともに、県民一般に対して、鳥獣の捕獲等や飼養、鳥獣保護区等の区域指定の趣旨・規制内容等、狩猟制度に関する基本的知識について周知を図り、地域ぐるみで違法行為やマナー違反等を防止する体制づくりに努めるものとする。

また、法第 8 条等の鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第 12 条第 1 項に基づくかすみ網の使用、法第 16 条に基づく捕獲目的の所持、販売等の規制並びに法第 12 条第 1 項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第 13 条第 1 項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第 18 条に基づく捕獲物または採取物の放置の禁止に関する事項、法第 26 条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第 35 条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第 80 条第 1 項に基づく本法の適用除外等特に県民に関係ある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、県のホームページやチラシ等により、その周知徹底を図るものとする。

② 年間計画

(第 35 表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
狩猟関係全般	← 狩猟免許試験・更新講習等の広報 →						← 狩猟登録の広報 →						チラシ	狩猟者
	← 狩猟期間の周知 →													
鳥獣保護区等の規制区域	← →												HP	狩猟者 一般県民